

NO.01

カラフル

江戸川区人権・男女共同参画情報誌

カラフル

Colorful



CONTENTS

・特集1 LGBTって、知ってますか？

- ・講座レポート(2020年度)
- ・特集2 女性の健康週間
- ・2020年度「人権・男女共同参画推進センター」イベント報告
- ・Book Review&おすすめ図書
- ・相談のご案内

特集1 LGBTって、知ってますか?

LGBTとは



L : Lesbian レズビアン(女性同性愛者)

G : Gay ゲイ(男性同性愛者)

B : Bisexual バイセクシュアル(両性愛者)

T : Transgender トランスジェンダー

(出生時に割り当てられた性と異なる性で生きる人、あるいは生きたいと望む人)

20人に1人いるといわれています。

※東京都発行「多様な『性』があること、知っていますか?」より



LGBTは、代表的な頭文字をとって作られた言葉で、LGBは**性的指向**(※1)に関する言葉、Tは**性自認**(※2)に関する言葉ですが、性のあり方は多様であり、LGBTの枠に当てはまらない人もいます。また、性的指向や性自認は、自分の意志で変えたり、選んだりできるものではありません。

※1 **性的指向**……好きになる性(恋愛感情がどの性別に向くか向かないか) ※2 **性自認**……自認する性(自分の性をどう捉えているか)

あなたの身近な人を傷つけないために



LGBT当事者の方々は、学校、職場や地域などであなたと同じように生活しています。あなたが気づいていないだけで、様々な場面で無意識にLGBT当事者を傷つけているかもしれません。身近な人を傷つけないために何かできるか考えてみましょう。

恋愛対象が異性である前提で、男性に対して「彼女いるの?」女性に対して「彼氏いるの?」と聞くのが当たり前になっていませんか?

学校や職場でLGBTを笑いのネタにしたり、日常的にからかうような雰囲気がありませんか?

あなたが できること



【LGBT当事者が身近にいるという認識をもとう】

性的指向にかかわらず過度な詮索は控えましょう。LGBT当事者の中には、このようなプライベートの話題を避けるために、休憩時間等のコミュニケーションを自ら避けてしまう人もいます。本人の負担になっていないか気をつけながらコミュニケーションをとりましょう。

【誰かを傷つけていないか、振り返ってみよう】

悪意がなくても、「オカマ」、「ホモ」、「レズ」など差別的な言葉を使うのはやめましょう。日常的にからかうような雰囲気があると、LGBT当事者の中には、自分自身を恥じ、他人に絶対に知られないようにしなければいけないという意識が強くなるなど孤独感が深まる人も少なくありません。周囲でそのような言葉を使っている人がいたら、「それ、誰かを傷つけるかもしれないよ」と伝えましょう。

家族、友達、同僚から打ち明けられたら

自分の性的指向や性自認を打ち明けること(カミングアウト)は、自分自身を受け入れ、肯定する過程であり、自分らしく生きるための手段の一つです。しかし、いつ、誰に、どのように伝えるかは、当事者本人が決めることであり強要することはできません。



耳を傾けて一人ではないことを伝えてください

あなたに打ち明けるまでに、「拒絶されるかもしれない」とたくさん悩んでいるはずです。それでも、勇気を出して打ち明けてくれたということは、あなたを信頼しているという証です。

- ・「話してくれてありがとう」と伝える
- ・「何かできることはある?」「一緒に考えよう」など、支える姿勢を伝える
- ・打ち明けた範囲を確認して、誰に伝えていいのか悪いのか念のため確認する
- ・打ち明けられたことで戸惑ったときは、感じた疑問や気持ちを素直に伝える

誰かの性のあり方を第三者に勝手に伝えることを、「アウトティング」といいます。他人の生命にかかわるような重大な人権侵害です。絶対にやめましょう。



もっと知りたい方へ

○東京都総務局人権部ホームページ「じんけんのとびら」

<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/10jinken/tobira/index.html>



○法務省人権擁護局ホームページ 性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別をなくしましょう

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00126.html



「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」の実現に向けて

江戸川区には、年齢、性別、障害の有無、国籍など、一人ひとり違う個性をもった様々な人が暮らしています。誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けて、お互いの違いを知り、そのカラフルな個性を尊重して認め合えるよう、様々な事業を行っています。

同性パートナーの方へ申出書受領証を交付しています

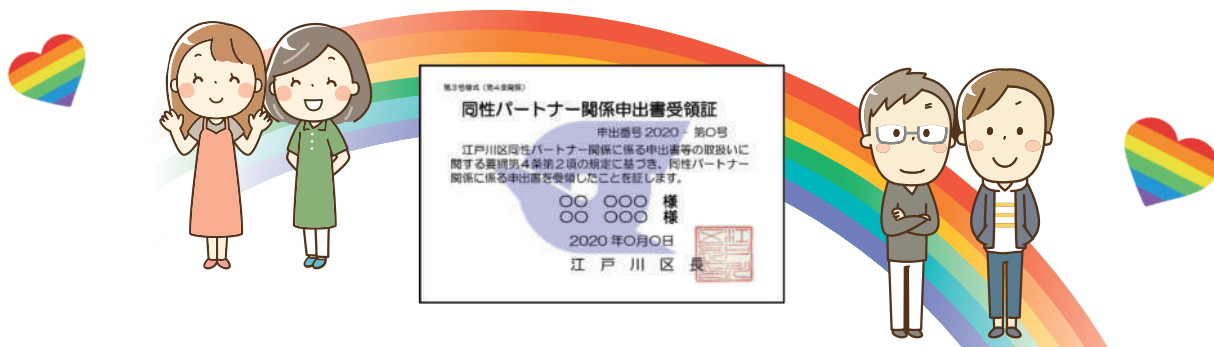
2019年4月1日から、同性パートナー関係にあるというお二人からの申出書を受領し、「同性パートナー関係申出書受領証」を交付しています。2021年1月末日までに、22組のカップルに受領証を交付しました。

お問い合わせ 総務課人権啓発係 ☎03-6638-8089



江戸川区 同性パートナー で検索

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kurashi/jinken/jinken/youkou.html>



「多様な性」についてブルボンヌさんに講演をしていただきました

昨年12月3日に女装パフォーマー、ライターとして多方面でご活躍されているブルボンヌさんをお呼びして「多様な性から社会が分かる～LGBT、性の自認と指向とは～」と題して講演を行っていただきました。LGBTの基本的な用語の解説からゲイ当事者であるご自身の体験など、様々なデータを取り上げつつ、時にユーモアを交えて分かりやすくお話していただきました。

特に、性別にかかわらず「自己肯定感」を持つことが大切であるというお話は、当日来場された皆様の心に響いたのではないのでしょうか。来場者の皆さまからたくさんの素敵な感想が寄せられましたので一部をご紹介します。

来場者の声

- 私自身家族にいる当事者としてとても勉強になり、そして少し心が軽くなりました。
- ご自身の経験をふまえ、豊富な知識と情報を分かりやすく講演していただき、とても良い時間を過ごしました。
- 私自身悩むことがあったので参加してみました。私は私でいいんだと、自己肯定感をもち、生きていこうと思いました。
- 自分を認めること=人を認めることなのだと改めて感じました。
- 人が生きること、人権を尊重する、大切にすることの本質について考えさせられる内容でした。



豆知識

世界人権宣言

1948年12月10日、第3回国連総会で「すべての人民と国とが達成すべき共通の基準」の宣言（『世界人権宣言』）が採択されました。国連ではこれを記念して、毎年12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月4日～12月10日を「人権週間」として、人権尊重思想の普及高揚を呼びかけています。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

女性弁護士による法律講座 | 2020年9月17日(木)

講師: 平沢郁子(ひらさわいくこ) 弁護士

アレグレット法律事務所弁護士。元日本弁護士連合会副会長。総務省の委員や都の労働委員会委員などを歴任。離婚、相続、交通事故、借金問題など、多くの相談を受け、男女共同参画の実現に向け活動されています。



知っておきたい、離婚の法律



「離婚の手続きはどうしたらいいの?」や「離婚後の生活はどのように準備したらいいの?」など、離婚にかかわる法律問題について分かりやすくお話していただきました。

3組に1組が離婚している?!

2018年の江戸川区の離婚件数は1,380件(東京都福祉保健局のHPより)に対し、同じ年の結婚件数は3,784件です。離婚件数は決して少なくなく、身近な問題となっています。



最も多かった相談事例 (養育費・婚姻費用)

養育費とは?



離婚によって親権者でなくなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんので、親として養育費の支払義務を負います。一般的には、子どもが経済的・社会的に自立するまでに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。子どもを監護している親は、他方の親から養育費を受け取ることができます。(法務省HPより)

婚姻費用請求とは?

別居中の夫婦の間で、夫婦や未成熟子の生活費などの婚姻生活を維持するために必要な一切の費用(婚姻費用)の分担について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所にこれを定める調停又は審判の申立てをすることができます。(裁判所HPより)

養育費や婚姻費用請求の金額はどれくらい?

家庭裁判所では、養育費や婚姻費用の額をめぐる紛争を少しでも早く終わらせることができるように、早見表を作成しています。夫の収入・妻の収入・子どもの人数と年齢から養育費や婚姻費用がどのくらいが妥当か確認することができます。(ただし、個別具体的な事案に応じて決められるものですから、「算定表」が絶対的な基準というわけではありません。)



養育費・婚姻費用算定表

で検索



https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/youikuhi_santei_hyou/index.html

次に多かった相談事例 (財産分与)

基本的に夫婦は平等なので、結婚してから離婚するまでに築いた財産は2分の1ずつ分けます。家庭裁判所では、離婚訴訟の場合、婚姻関係財産一覧表を作成します。

人事訴訟における婚姻関係財産一覧表(書式)

で検索



https://www.courts.go.jp/kouchi/saiban/hasan_syosiki/14/Vcms4_00000148.html

ここがポイント!

- ① 請求できる期間には限りがあります。
 - ▶ 婚姻費用請求: 請求時点から過去にさかのぼった分は請求できないことが一般的。
 - ▶ 養育費: 離婚後でも子どもが経済的に自立するまでは請求可能。(一般的には成人するまで)
 - ▶ 財産分与: 離婚から2年間
 - ▶ 年金分割: 離婚から2年間
- ② 取り決めは口約束ではなく、公的な書類を作成しましょう。

相手方が支払わない場合、公的な書類を作成しておけば強制執行(強制的に財産を差し押さえ、支払いを実行させる制度)することができます。

 - ▶ 公的な書類: 確定判決、仮執行宣言付判決、和解調書、調停調書、公正証書
 - ▶ 強制執行の例: 相手方の勤務先から裁判所から差押通知が届き、給料から差し押さえる。

※勤務先不明の場合は給料の差し押さえができなくなりますので、常に把握しておきましょう。



その他にも...

詳しい財産分与の算定方法、慰謝料、親権、氏変更、年金分割の方法、家庭裁判所での調停申し立ての方法など、具体的なお話がたくさんありました。

参加者の声

- とても分かりやすく勉強になりました。
- ネットで調べるだけでは分からないこともあったので、くわしく聞けて良かったです。
- 資料もたくさんあり、参考になりました。

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすためには、社会全体で女性の健康について理解し支援することが大切です。女性の健康に関する知識の普及啓発を目的に、厚生労働省では3月1日～8日を「女性の健康週間」と定めています。

女性のライフステージとからだところの変化

思春期

初経を迎え、大人の女性へ成長していきます。
からだの成長に比べてこころの成長が未熟でアンバランスになることもあり、からだや性についての正しい知識が必要です。

成熟期

心身ともに成熟し、人生の中で最も充実した時期ですが、さまざまな女性特有の病気もこの時期から増えます。ふだんの健康管理や定期的な健(検)診も習慣付けましょう。

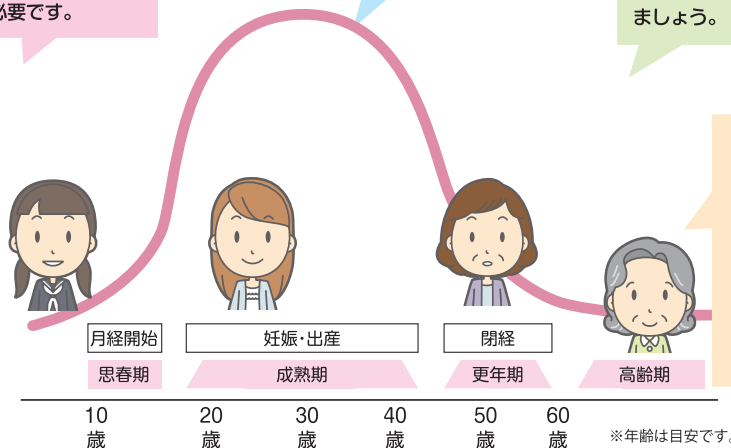
更年期

ホルモンバランスが乱れやすく、「更年期障害」という心身の不調があらわれる時期です。更年期はだれもが迎える節目ですが、日常生活に支障がある場合は、専門医に相談しましょう。

高齢期

からだのさまざまな部分で少しずつ老化がはじまります。(骨がもろくなるなど)
この変化は生活習慣によって、その出方とスピードに個人差があらわれます。若いとき以上に健康に気を付けて、これからの人生を楽しみましょう。

ホルモン環境の変化



※年齢は目安です。

(健康部・女性の健康応援情報誌より)



リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていますか？

1994年の国際人口開発会議で提唱され、翌年第4回世界女性会議で、女性の健康と人権を守るために、各国が取り組むべき課題として採択されました。子どもを産むか産まないか、いつ・何人産むかを選ぶ自由、安全で満足のある性生活、安全な妊娠・出産などの「性と生殖に関する健康と権利」のことを言います。

女性の体とライフプランについて考えてみませんか

妊娠・出産の仕組みを知り、自分らしい生き方を選択するためにライフプランを考えてみませんか。

20代で知ってほしい、と思うこと

<http://www.fukuho-lifeplan.com/>



望まない妊娠をしたり、性暴力被害を受けてしまったとき

コロナ禍で、若年層からの望まない妊娠の相談が増加傾向にあります。外出自粛により、室内で恋人と過ごす時間が増え正しい性知識がないままに妊娠してしまったり、SNSを使用する頻度が増えSNSでつながった相手から性被害に遭ったり、ということが原因ではないかと言われています。一人で悩まず、すぐに相談してください。

- 性暴力被害者ワンストップ支援センター ☎ #8891 (はやくワンストップ)
- 性暴力救援ダイヤルNaNa ☎ 03-5607-0799 (ななきゅうきゅう)
- 妊娠相談ほっとライン(メール相談は右のQRコードより)
☎ 03-5339-1133(月～日曜日 10時～22時まで(元日はお休み))
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/ninshin-hotline.html>



2020年度「人権・男女共同参画推進センター」イベント報告

DV予防啓発講座

講師:NPO法人 BONDプロジェクト
橋 ジュンさん

「ステイホームできない少女たち
～生きづらさに寄り添って～」

【日時】11月9日(月)14:00～16:00

【会場】グリーンパレス4階 多目的ホール



第72回人権週間行事「講演のつどい」

講師:ブルボンヌさん

「多様な性から社会が分かる
～LGBT、性の自認と指向とは～」

【日時】12月3日(木)13:30～15:15

【会場】江戸川区総合文化センター 小ホール

※12月4日～10日は「人権週間」です。



DV・性犯罪防止啓発運動

「DV・性犯罪防止
パープルリボン展」

①パネル展示

【日時】11月2日(月)～30(月)
8:30～21:30

【会場】グリーンパレス本館1F ロビー



②DV・犯罪被害相談先を記載した啓発品配布

【日時】11月25日(水) 13:30～15:30

【会場】グリーンパレス1F、区役所前

※毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」週間、
11月25日～12月1日は「犯罪被害者週間」です。

※パープルリボンは「女性に対する暴力をなくす運動」の象徴です。

女性弁護士による法律講座

講師:平沢 郁子弁護士

「知っておきたい、離婚の法律」

【日時】9月17日(木)14:00～16:00

【会場】タワーホール船堀 4階 研修室



再就職支援セミナー

講師:東京しごとセンター

「子育て女性向けセミナーin船堀」

【日時】9月3日(木)10:00～12:00

【会場】タワーホール船堀 研修室



Book Review&おすすめ図書



Book Review

『**こども六法**』 山崎総一郎 弘文堂

例えば、きみにはこういう権利があるんだ。「生きるための世話をしてもらおう権利(刑法第218条:保護責任者遺棄等)」。だから、お世話をする責任のある人が生きるのに必要なお世話をしなかったときは、刑罰(懲役刑)があります。でも、権利だけじゃない。守らなくちゃならないことだってあるんだ。例えば、「無理やりエッチなことをするのは絶対ダメ! (刑法第176条:強制わいせつ)」、「気軽に死ねって言わないで(刑法第202条:自殺関与及び同意殺人)」とかね。だから、この本は、「きみを強くする法律の本」。

間宮由美



Book Review

『**津田梅子**』 小学館版 学習まんが人物館

本書は、わずか6歳で日本女性として初めてアメリカに留学した、後に現在の津田塾大学である女子英学塾を創設した津田梅子の生涯を漫画で紹介しています。帰国した梅子は日本の女性の地位の低さに驚きます。教育による女性の地位向上を目指して生涯を捧げた彼女に大きな影響を与えた、梅子の父・仙の生き方、留学中の育ての親ランメン夫人、伊藤博文、ヘレン・ケラー、ナイチンゲールとの出会い等を紹介。日本の女子教育の先駆けとなった姿を教えてください。

野崎基子

おすすめ図書

『**最下層女子高生 無関心社会の罪**』 橋ジュン 小学館新書

精神的虐待、肉体的虐待、父親による性的虐待、貧困、学校でのイジメ…若い女の子たちが心を蝕まれ、自傷行為、自殺、望まない売春という過酷な状況に追い込まれてなお、相談できず福祉制度からこぼれ落ち、「なかったもの」にされている社会。「つらい声はわたし達が聞いて寄り添っていくから、楽しい時間もいっぱいあるんだよ、ということを知ってほしい」という著者の言葉に、「なかったもの」にしない社会の姿勢が問われています。

編集部

人権相談のご案内



みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

☎ 0570-003-110(ナビダイヤル) 相談日 平日(祝休日・年末年始を除く)8:30~17:15

東京都「性自認・性的指向に関する相談」

東京都では、性自認・性的指向に関する様々な悩みや不安を抱える方からの相談を受け付けています。

東京都性自認及び性的指向に関する専門電話相談

☎ 03-3812-3727 相談日 火曜日・金曜日(祝休日・年末年始を除く)18:00~22:00

東京都性自認及び性的指向に関する専門LINE相談(LGBT相談@東京)

相談日 月曜日・木曜日(祝休日・年末年始を除く)17:00~22:00(受付は21:30まで)

※ご利用の前に、次のいずれかの方法で友だち登録をしてください。

QRコードを読み取って登録/LINEの「公式アカウント」から、「LGBT相談@東京」で検索して登録



LINE友だち登録用QRコード

DV・配偶者暴力相談のご案内



江戸川区配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力(DV)の専門の相談窓口です。☎ 03-5662-1526

相談日 平日(祝休日・年末年始を除く) 9:00~17:00

江戸川区DV相談室

配偶者からの暴力(DV)、交際相手からの暴力(デートDV)、親族からの暴力等にお困りの方の相談窓口です。☎ 03-6638-8537(面接相談は予約制)

相談日・予約受付 平日(祝休日・年末年始を除く) 9:00~17:00 ※面接相談の最終受付は16:00まで

対象の方 区内在住、在勤、在学の方 ※面接相談は女性のみ

江戸川区以外の相談先

東京ウィメンズプラザ ☎ 03-5467-2455 相談日 毎日(年末年始を除く) 9:00~21:00

人権・男女共同参画推進センターのご案内

法律相談

法的な判断を必要とする問題に対し弁護士が助言や情報提供をします。

対象の方 区内在住の方 お問い合わせ 児童家庭課相談係 ☎ 03-6231-8150

受付時間 平日(祝休日・年末年始を除く)8:30~17:00



「LGBTQ」に関する法律相談

戸籍の変更に関することやアウティング(暴露)の被害など。



「離婚・DV等」の法律相談

離婚・DV・婚姻費用・養育費など。

相談概要 面接相談 週3回 1回1時間

相談日・予約受付 ホームページで詳細をお確かめください。

女性弁護士による法律相談(面接相談 月1回 1回30分)

相談日 毎月第3土曜日 13:30~16:30

予約受付 当月1日午前9時からとなります。
閉庁日と重なった場合は、翌閉庁日からとなります。

家庭内の悩み、離婚に関する相談

夫婦・親子の問題、自分自身の生き方などの問題解決に向けたお手伝いをしています。ご相談の内容に応じて適切な窓口を紹介いたします。

対象の方 区内在住の方

お問い合わせ 児童家庭課相談係 ☎ 03-6231-8150

受付時間 平日(祝休日・年末年始を除く)8:30~17:00

人権・男女共同参画推進センター

●都営新宿線「瑞江駅」徒歩3分
●京成バス小76「西瑞江二丁目」下車徒歩2分

〒132-0011 江戸川区瑞江2-9-15
開庁日:平日(祝休日・年末年始を除く)8:30~17:00

江戸川区人権・男女共同参画推進センターでは、人権啓発や男女共同参画の推進、家庭内の悩み相談、ひとり親の相談などを行っています。

江戸川区 人権・男女共同参画推進センター で検索